

「休学」の願い出について

＜休学願の提出について＞

- ・ 病気その他の理由により、3ヶ月以上欠席しようとするときは、「休学願」を提出することができます。
- ・ 「休学願」には、保護者等の連署が必要です。
- ・ 「休学願」は、指導教員の承諾（押印）を得た後、教務係へ提出してください。添付の「休学願等に関する所見」は、指導教員との面談時に指導教員へ渡してください。
- ・ 理由欄には該当する事項を○で囲み、右欄に詳細を記入してください。病気の場合には医師作成の診断書（病名等の秘密は厳守します。）、留学の場合は受け入れ先の留学許可書の写しもしくはそれに準ずる書類を添付してください。なお、理由が外部へ漏れることはありません。
- ・ 「休学願」は、休学開始日より前に提出してください。4月1日から休学を希望する場合は、3月上旬に受理される必要があります。休学期間については、事前に教務係に相談してください。
- ・ 「休学願」は、休学開始日前までの授業料の納入を確認した後で正式受理します。
- ・ 「休学願」は、修学上やむを得ない事情であると認められる場合に許可されます。審査の結果によっては許可されないことがあります。

＜休学期間について＞

- ・ 休学できる期間は、3月以上1年以内です。
ただし、病気、留学等の特別の事情がある場合は、願い出により継続して休学することができます。
- ・ 休学は、通算して前期課程にあっては2年を後期課程にあっては3年を超えることができません。
- ・ 休学期間は、授業計画及び授業料の関係で、原則として月単位（月の初日から末日まで）となり、年度をまたぐことはできません。引き続き休学を希望する場合は、指導教員と連絡を取り、新たな年度における「休学（期間延長）願」を提出してください。
- ・ 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は在籍年数に算入されません。

＜休学期間中の授業料について＞（詳しくは教務係へ照会してください。）

- ・ 休学期間中の授業料は、既納分を除いて免除されます。
- ・ 休学期間中の授業料については、「東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程」に基づき、免除される場合がありますので、早めに教務係に相談してください。
- ・ 各学期の途中から休学する者は、授業料免除申請ができないので注意してください。

＜奨学金を受給している場合の諸手続きについて＞

- ・ 日本学生支援機構等の奨学金を受給している者は、教務係で給付停止の手続きを忘れずにしてください。
- ・ 国費外国人留学生で休学予定の者は、事前に教務係に相談のうえ所定の手続きを取ってください。

＜休学許可書の送付について＞

- ・ 「休学許可書」は、専攻長会議で承認された後に、「休学願」に記載された宛先に送付します。

＜復学について＞

- ・ 休学許可期間途中で復学をする場合
休学期間内に、その理由がなくなったときは「復学願」を提出し、復学することができます。なお、病気で休学している場合は、回復した旨の診断書を添付してください。また、復学開始日を届出日より遡って願い出ることはできません。
- ・ 休学許可期間を満了し復学する場合
休学期間が満了する以前に「復学届」を教務係へ提出してください。
- ・ 学期途中において復学をした場合は、復学開始日を含む月からのその期の授業料を月割で算出した額を復学した月末までに納入してください。